



國家圖書館 編

東亞同文書院 中國調查手稿叢刊

188

國家圖書館出版社





國家圖書館
編

東亞同文書院
中國調查手稿叢刊

188

國家圖書館出版社

第一八八冊目錄

昭和十七年（一九四二）調查報告（第三十九期生）

主要都市に於ける金融機關及通貨の現狀

主要都市の金融機構及貨幣の現狀 高橋昇治 奥田隆春 黒木正吉 一

包頭に於ける蒙古業（包頭市の經濟的機能の分析）

包頭の蒙古業（包頭市の經濟功能之分析） 佐藤泰司 高田宣夫 坂下雅章 大島新吾 一九

純蒙地域政治建設狀況

純蒙地域政治建設狀況 中村輝美 大江勝 吉田倬三 秋元伸一 一二七

華北方面政治建設狀況調查報告書

華北方面政治建設狀況調查報告書 中村輝美 吉田倬三 大江勝 秋元伸一 二三九

太原に於ける糧行につきて

太原的糧行 日野茂樹 内丸五典 宇佐美和彦 小野良章 二七七

華北に於ける政治建設狀況(新民會工作を中心として)

華北的政治建設狀況(以新民會工作爲中心) 福田經 德永速美 立見章三

田沼菊彌 齊藤忠夫 松城弘 四〇七

北支政治建設

華北政治建設 富田定 平木義高 高宮敬 四七一

昭和十七年度

大旅行調査報告書

主要都市に於ける金融機關及通貨の現状

第一班

高橋昇治
奥田隆春
黒木正吉

主要都市に於ける金融機関及通貨の現状

第一班

高橋昇治

奥田隆春

黒木正吉

第一章 蒙疆に於ける金融機関及通貨

の現状

第一節 通貨金融工作の概況

蒙疆地域は之を通貨金融事情より見て察南、晋北、蒙古の三地方に分つて觀察するの如便利である。此の中察南と蒙古との二地方には各々其の地方の中央銀行とも云ふべき炭券銀行を有し夫々の銀行券を發行し、晋北には太原を本據とする山西票が流通し、又滿洲中央銀行券が察地に勢を振つてゐた。其の上これ等の間にあつた支那の旧法幣たる中央、中國交通の三銀行券は勿論河北省銀行券及

2.

態	証	券			示	疏	同	行	し	西
を	憑	銀	照		し	通	下	券	て	北
停	類	行	和		て	し	位	は	疏	京
止	を	は	十		居	、	に	日	通	天
し	携	逸	二		た	唯	あ	本	し	津
た	帯	早	年			山	り	通	て	上
の	し	く	七			西		貨	居	海
み	て	手	月			票		と	た	關
ふ	逃	持	支			の		算	。	に
ら	亡	現	那			み		價	而	本
か	し	金	事			如		の	し	店
、	た	米	業			旧		支	て	を
未	。	發	為			法		即	之	有
發	其	行	効			幣		日	等	す
行	の	券	發			は		法	の	る
券	結	債	す			大		幣	銀	數
及	果	權	る			体		に	行	個
純	金	証	や			支		対	券	の
幣	融	書	索			那		し	の	銀
印	は	其	南			舊		白	行	行
刷	一	の	及			法		田	券	券
機	切	他	晋			幣		に	の	以
の	そ	の	北			と		付	中	難
携	り	帳	の			算		三	央	然
帶	機	簿	發			價		四	銀	と

3.

逃	亡	は	通	貨	不	安	を	招	来	す	の	懼	が	あ	る	の	以	之	の	處	置	は	一	日
も	思	は	す	こ	と	加	え	来	ふ	と	な	る	に	於	て	事	變	後	勿	々				
の	因	に	も	拘	は	ら	ず	急	據	蒙	南	銀	行	を	設	立	し	て	通	貨	を	發	行	
し	舊	幣	の	回	收	を	急	ぎ	通	貨	制	度	の	確	立	を	見	た						
	而	る	に	蒙	南	銀	行	は	蒙	疆	全	域	の	中	央	銀	行	と	な	る	に	は	各	般
に	亘	り	不	便	を	都	合	が	あ	る	の	で	後	之	を	改	組	擴	大	し	て	蒙	疆	銀
行	を	設	立	し	以	て	中	央	銀	行	の	整	備	充	を	お	し	一	方	に	於	て	は	
事	變	前	各	地	に	存	在	し	た	錢	莊	業	者	を	盡	く	統	合	し	て	張	家	口	大
同	厚	和	に	資	本	金	各	百	万	圓	の	三	興	業	銀	行	を	設	立	し	各	々	の	管
の	中	小	業	者	皆	に	庶	民	金	融	が	た	ら	し	め	た								

昭和十七年五月二の三実業銀行は統制の抜道の対策	として又一つには資金の需要供給関係不同滑を解消せし	める意味に於て統合して一つの同和実業銀行とし張安	口に設立を見た。	第二節 通貨	一 幣制と通貨發行状況	蒙疆地域の貨幣制度は昭和十二年（民國二十六年）九	月三十日に公布された緊急通貨防衛令及同年十一月二十	二日公布の蒙疆銀行條例の定むる所であつて蒙疆銀行の	發行する蒙法幣を以て無制限の法貨とし補助貨は蒙疆銀
--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	-----------------	---------------	--------------------	---------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

行に於て鑄造する迄滿洲中央銀行の一角五分、一分の鑄貨
 を充當することにした。而して蒙疆銀行は蒙疆銀行條例
 に基き政府の委託に依り貨幣の製造及發行を爲し、紙幣
 の發行に對しては正貨準備として四令、一以上の金銀塊
 蒙疆銀行券以外の確實ある通貨又は外國銀行に對する右
 通貨を以てする預け金を保有する事を必要として居る。
 此の規定に基き蒙疆銀行は白圓券拾圓券五圓券壹圓券並
 かに五角一角五分の小額紙幣を發行して居り又五角鑄貨
 を發行して居る。尚特筆すべきは紙幣に對する兌換の
 規定なく完全な管理通貨であることである。蒙疆銀行は

6.

緊急通貨防衛令第十九條により昭和十三年十月十八日公布
り通貨取締令及獸毛皮類搬出取締令に基りて爲替管理を
行ひ物資統制と相俟つて對外爲替價值増大に勉めて來た
り成紀七三四年（昭和十四年）十月十日法律第三号に依
り貿易統制法が公布され七三五年（昭和十五年）八月二
十六日爲替管理法、爲替管理法に基く命令の件、同施行手續
の件、貿易統制法中改正の件、貿易統制法中改正の件、貿易統
制法に基く輸出及輸入の制限に関する件及同施行に関する
を件を公布九月一日より実施し同時に政府に於ては臨時
爲替貿易局を新設し、前記諸法令の円滑なる運用に依る

7.

一	余	を	巡	り	昭	和	十	五	年	の	貿	易	所	は	二	千	四	百	八	十	二	万	九	千
有	の	水	害	と	は	蒙	疆	貿	易	に	大	影	響	を	及	ぼ	し	貿	易	所	は	悪	化	の
楔	機	と	す	る	世	界	情	勢	の	急	変	及	び	昭	和	十	三	年	夏	の	蒙	疆	未	嘗
併	し	ふ	か	ら	一	方	支	那	事	変	の	抗	大	進	展	欧	洲	戦	争	の	勃	發	を	
め	て	鞏	固	と	ふ	り	日	滿	通	貨	と	等	價	に	定	安	定	し	た					
の	外	國	通	貨	預	金	及	日	滿	公	債	を	所	有	し	て	居	り	發	券	基	礎	は	極
紙	幣	發	行	高	に	対	し	て	は	常	に	法	定	準	備	を	保	有	し	其	他	に	多	額
ハ	一	維	持	を	目	標	に	統	制	す	る	と	共	に	準	備	の	充	實	に	意	を	用	ひ
上	に	側	面	的	活	動	を	し	て	ゐ	る		斯	く	し	て	開	業	以	来	日	滿	通	貨
貿	易	の	統	制	を	替	並	に	替	資	金	の	管	理	を	行	ひ	貨	幣	價	値	維	持	の

余田の大入超を告げな替資金は窮乏となり貿易並に為替		送金は相当高度の制を受くのを止むふきに至つてゐる。		従つて旅行者其の他の密輸専門者等も加つての聯銀券物		資の密輸は相当甚しく取締りに多大の困難を感じてゐる		かこれを取締りの厳密にふると共に減少して来てゐる。		次に蒙疆銀行開業以来各年末に於ける貨幣發行高を畧		しこれはい次の通りの状況である。(單位千円)		貨幣發行高		紙幣發行高		昭和十三年		昭和十三年	
																		一四、一七二、四〇一、四一七二		三八、一〇六	
																				三五、五〇二	

9

昭和十四年	六五〇九三	六〇〇七九
昭和十五年	九九七四二	九三〇一六
昭和十六年	一二一五一八	一一三、七三三
当本年二月及三月に於ける貨幣發行高は次の通りである		
子 ⁰	貨幣發行高	紙幣發行高
二月	一一〇、二九九	一〇、一九〇八
三月	一〇〇、七三三	九、二、八〇〇
昭和十三年	小額紙幣發行高	鑄貨發行高
		二、六〇三